

公 告

このたび、東広島市の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業小田山池地区）の事業施行申請にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条の2第2項の規定による公告をしたいので、法第85条の2第5項において準用する法第85条第6項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は令和7年11月25日までに東広島市長へ意見書を提出されたい。

令和7年11月4日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 縦覧期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月25日（火）まで

2 縦覧場所

東広島市役所

3 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市産業部農林整備課

（2）意見書の提出期限

令和7年11月25日

（3）意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。

1 . 土地改良事業計画の概要

土 地 改 良 事 業 計 画 概 要 書

(小 田 山 池 地 区)

た め 池 等 整 備 事 業
東 広 島 市

土地改良事業計画概要書

第1章 目的

本ため池は、東広島市西条町郷曾一帯の農地をかんがいするため池である。小田山池は現在、斜樋管の水叩き部の底版と側壁下部のコンクリートが老朽化の影響で欠損し、貯水ができない状態となっている。さらに、洪水吐放水路コンクリートの劣化及び欠損も見られ、本ため池は早急な改修を要する。

本ため池の整備を行うことにより、その安全性とため池の持つ本来機能である農業用水の確保を図る。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積

所 在	東広島市西条町郷曾						
地 積 (ha)	田	畑	山林 原野	その他	5条6項	5条7項	計
	52.4	—	—	—	—	—	52.4

2. 地域の現況

(1) 地形

本地域は、東広島市の南西部に位置し、黒瀬川水系に属す標高 202～235mに広がる農振農用地区域である。

(2) 土質及び土壌

ため池周辺の土質は、高田流紋岩類、受益地周辺は西条砂礫層からなる。受益地の土壌は、主に細粒黄色土で構成されている。

(3) 気象

本地域は、瀬戸内気候に属しており、比較的湿度が安定し年間を通した降水量が少ないのが特徴である。年間平均気温は 15.9℃、年間総降雨量は 1,574.1 mmである。

(4) 水利状況

本地域の主要な水源となっているが、取水施設の欠損により貯水できない状況にあり、ため池本来の農業用用水施設としての機能を十分に果たしていない状況である。

(5) 営農状況

区 分	農家 戸数	内 訳		耕地 面積 (ha)	一戸当り耕地面積	
		販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)		販売農家 (ha)	自給的農家 (ha)
東広島市	5,303	2,967	2,336	3,227	0.94	0.18
受益地	101	57	44	52.4	0.80	0.16

※受益地の農家戸数に対する内訳は2020 農業センサスの統計データ(東広島市)による販売農家数と自給的農家数の比率により案分する。

(6) 地域環境の概要

東広島市の南西部に位置し、黒瀬川水系に属す標高 202～235mに広がる農振農用地域域である。受益地は、豊かな自然と集落が融合する地域である。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容

地区名	種類	数量及び規模
小田山池	取水施設	斜樋工（緊急放流施設兼用）：SUS φ 500mm コンクリート巻き L=17.2m 土砂吐工：1 式 底樋工：プレキャスト底樋管 φ 800mmL=3.6m 既設底樋管表面被覆補修 L=120.7m 放水路表面被覆補修 L=45.5m
	洪水吐工	表面被覆補修 L=83.7m
	仮設工	1 式

2. 環境への配慮

環境調査により確認した保護すべき種となる環境省・広島県の絶滅危惧種・準絶滅危惧種は以下のとおりである。

保護すべき種として 4 種（トノサマガエル、ムカシヤンマ、ヒメコヌカグサ、オオミズゴケ）が発見された。これらの種のうち、ムカシヤンマは隣接道路の山際斜面が主な生息場所となるため、主な生息場所に影響が及ばないように施工に伴う関係車両は既存の道路幅内を走行し、山際の湿地に立ち入らないよう十分に注意する。他の種については、本事業での影響は少ないと考えられる。

駆除対象となる特定外来生物・人為的移入種については見られなかった。

工事着手後に、ため池周辺で保護すべき生物が確認された場合は、対応工法について検討を行う。また、可能性のある貴重種リストを工事関係者に配布し、周知する。

第4章 管理の要領

本事業に造成された施設は、土地改良財産等の譲与に関する条例（昭和42年7月3日条例第36号）に基づき東広島市が譲り受け、市の財産管理規程等に基づき、適切に管理する。

ただし、日常の管理は受益者が行う。

第5章 費用の概算

¥ 210,000,000－（うち地方事務費分 ¥ 10,000,000－）

第6章 効用

（単位：千円）

区 分	年総効果額	年増加農業所得額
＜食料の安定供給の確保に関する効果＞ 維持管理費節減効果（農業生産）	△168	192
＜農業の持続的発展に関する効果＞ 災害防止効果（農業関係資産）	50,879	1,567
＜農村の振興に関する効果＞ 災害防止効果（一般資産）	110,080	－
＜多面的機能の発揮に関する効果＞ 災害防止効果（公共資産）	132,264	－
計	293,055	1,759

第7章 他の事業との関係

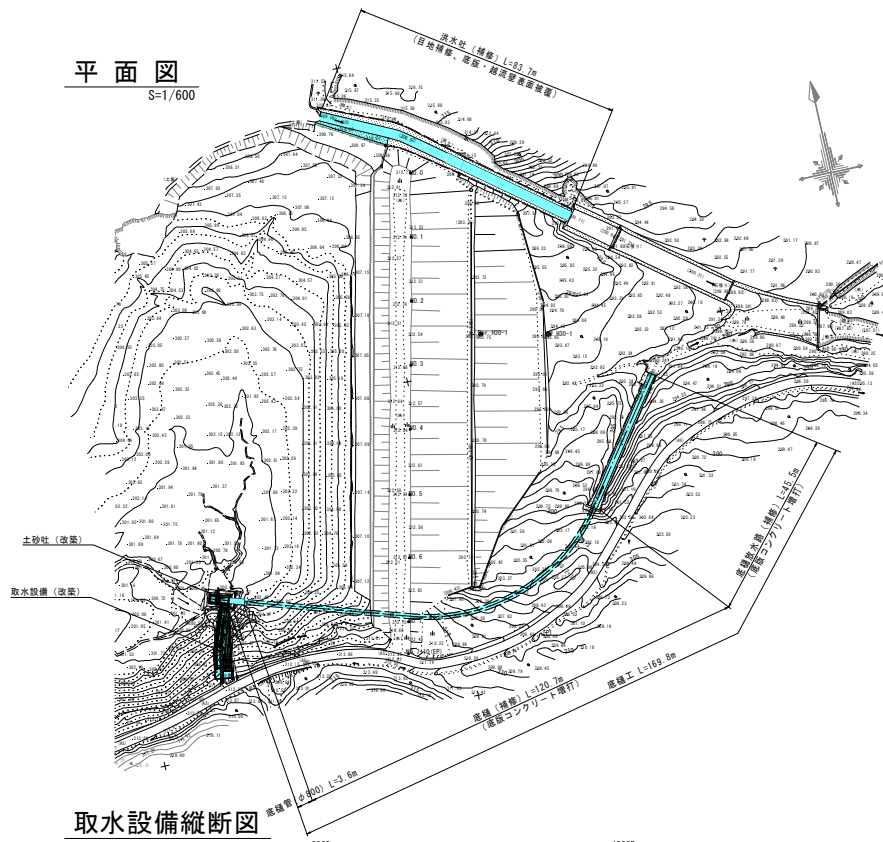
該当なし。

第 8 章 計画概要図

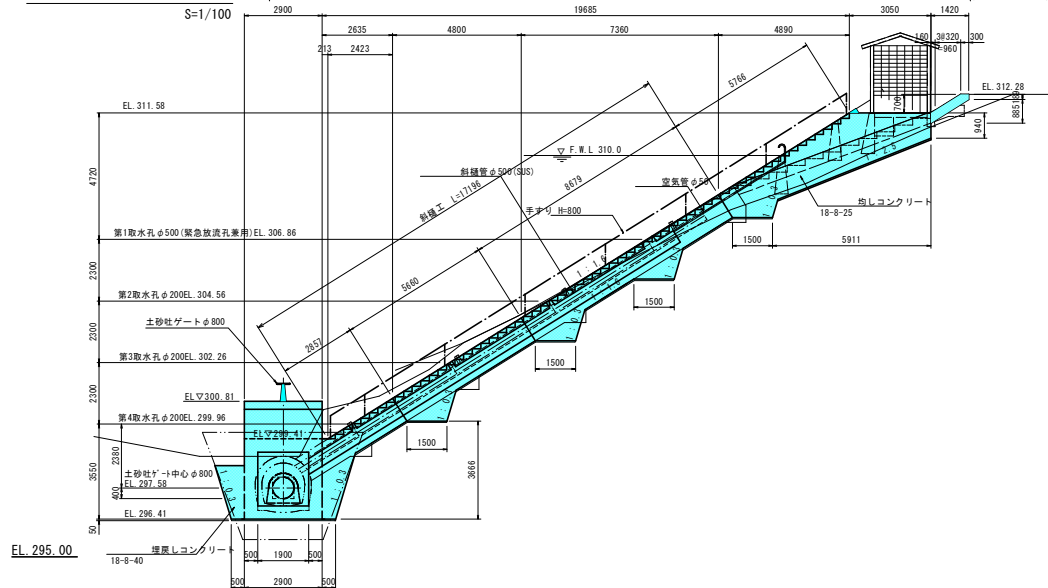
別紙のとおり。

小田山池地区 計画一般図

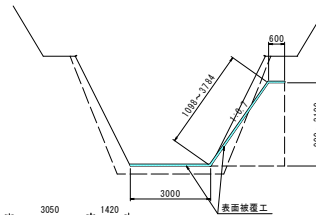
平面図
S=1/600



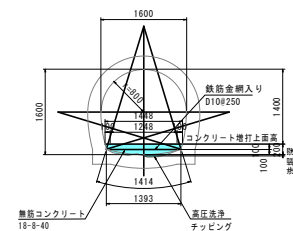
取水設備縦断面図
S=1/100



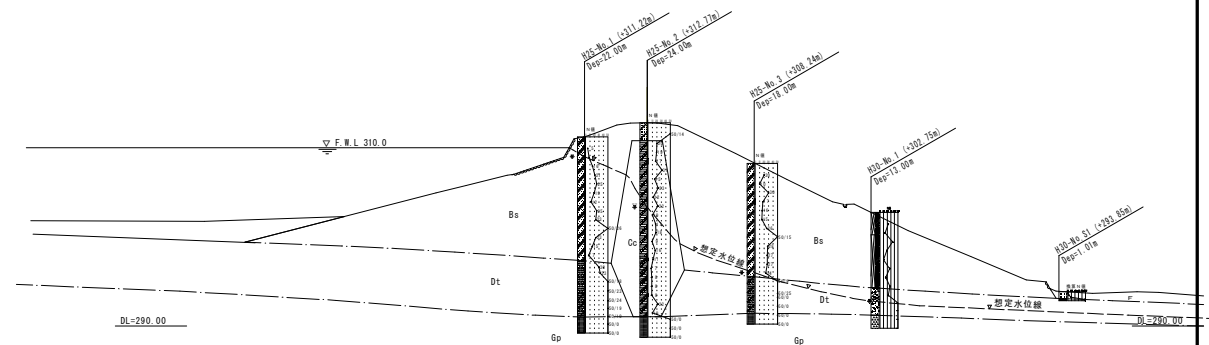
洪水吐断面図
S=1/100



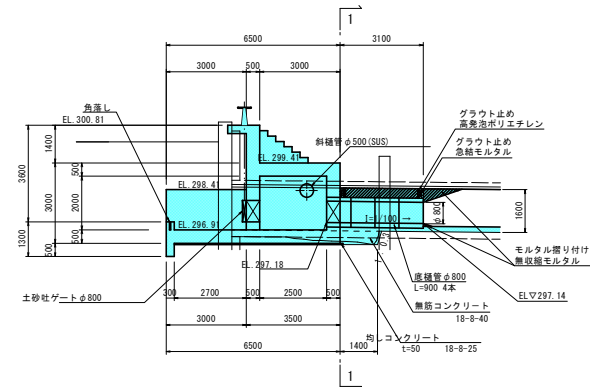
底樋断面図
S=1/50



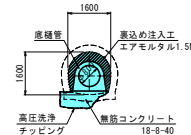
堤体断面図
S=1/300



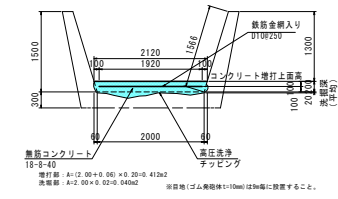
土砂吐縦断面図
S=1/100



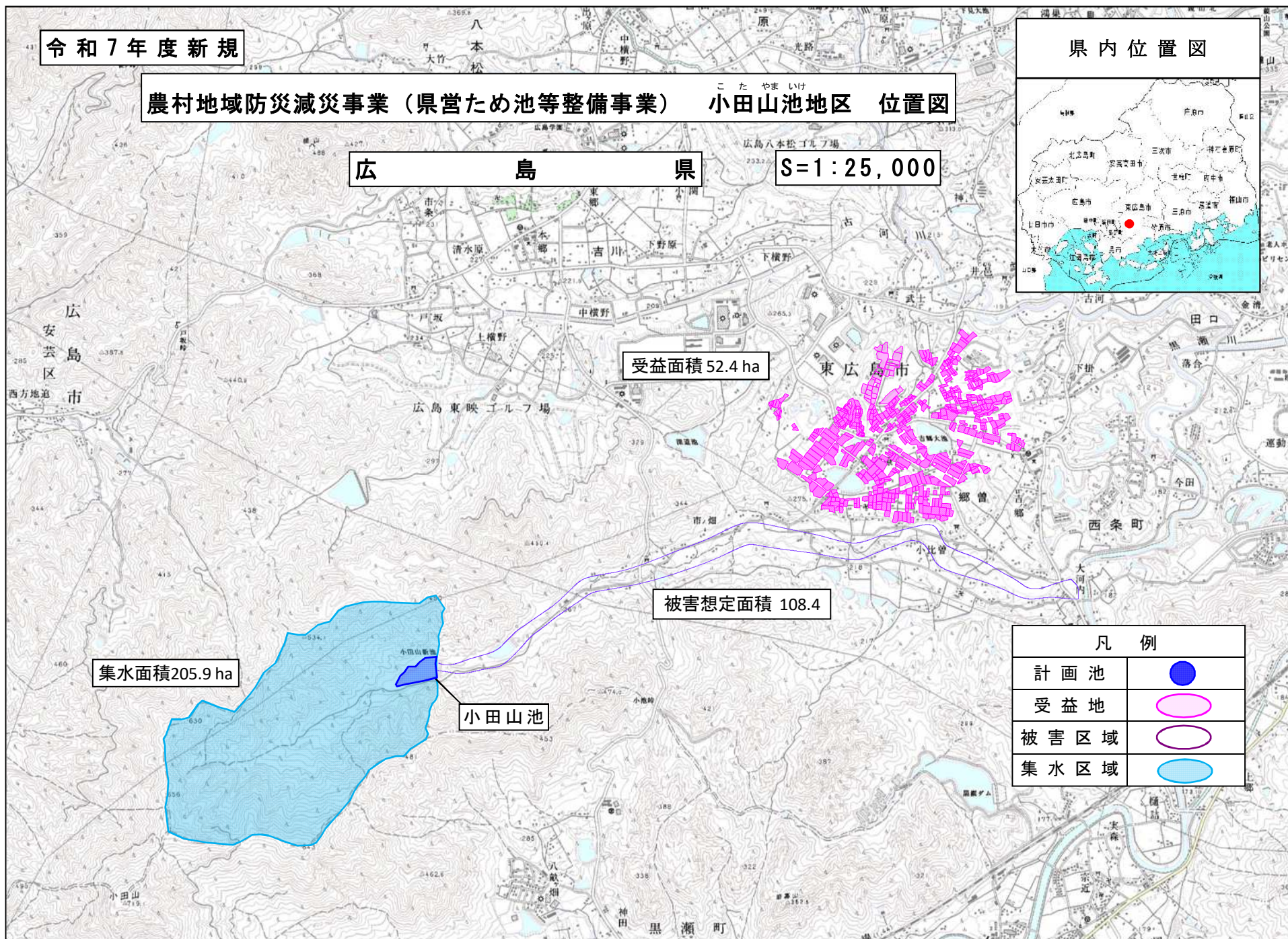
1-1断面図
S=1/100



底樋放水路断面図
S=1/50



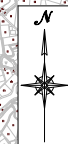
工事名	
図面名	小田山池地区 計画一般図
作成年月日	
縮尺	図示 図面番号
会社名	
事業主体	



農村地域防災減災事業（県営ため池整備事業） 小田山池地区

受益及び用水系統図

S=1:5,000



凡 例	
計画池	
受益池	
受益地	
河川	

受益面積 52.4ha

